

大田市告示第92号

大田市長期優良住宅建築等計画等の認定等に関する要綱（平成21年大田市告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野弘和

第4条第1項中「建築主事」の次に「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」を加え、同条第2項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

様式第1号中「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。